

【久米島町ロケ・撮影活動申請に関する同意事項】

1. 撮影活動申請にあたっては、担当者を決めて、責任の所在を明らかにしてください。
2. 作品に、可能な限り「久米島町」のクレジットタイトルを入れてください。
3. 専門性の高い撮影（自然や生物、歴史、文化、その他専門性が高いと町が判断したもの）の場合、関係団体への確認や調整、公開前の検閲を行いますので、予め公開時期へ余裕をもって撮影、編集を行ってください。
4. 実績として、作品名や公開時期などの情報を、ホームページなどで広報することをご了承ください。また、公開後作品をDVDやデータで提出をお願いします。公開後もプロモーションのひとつとして、活用させていただくことをご了承ください。活用することが難しい場合は、事前にデータ提出時にお知らせください。
5. 町管理施設の撮影には可能な限りご協力しますが、個人情報保護の観点から撮影場所の限定や職員の監視などの条件を設ける場合があります。また、管理上及び日常業務上支障が出る場合は、お断りさせていただくこともあります。
6. 撮影により発生したゴミや汚れは、撮影終了後直ちに清掃し、原状復帰してください。また、撮影場所に手を加える場合は必ず施設管理担当者に許可を得てから実施し、終了後は原状回復を必ず行ってください。また、施設・備品などに損害を与えた場合、速やかに施設管理担当者に連絡し、その指示に従って原状回復を行ってください。
7. 撮影中のやむを得ない事故に備え、必ず保険に加入してください。町内には自然や文化遺産など保護すべきものが多数あります。万が一事故が発生したときは、速やかに施設管理者担当者に報告し、制作者の責任において適切な対応をお願いします。
8. 大音量を伴う撮影や、夜間・早朝の撮影、夜間照明、関係車輛の駐車など、周辺住民に迷惑のかかる恐れがある場合は、制作会社が責任を持って事前に周辺住民への十分な説明と協力依頼を行ってください。
9. 撮影の中止、延期など内容に変更が生じたときは、速やかに担当者と協議してください。また、撮影をキャンセルする場合は、必ず担当者へ連絡してください。
10. 民間施設での撮影は、別途個別に許可が必要です。一般来場者や通行人の肖像権を侵害しないよう、十分に配慮し、施設使用料や営業保障については、管理者と協議の上、取り決めを行ってください。
11. その他、特別な対策を必要とする場合には、関係者と十分な調整を行ってください。